

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

お知らせ

弁護士による巡回無料法律相談

弁護士が身近にいないため法律問題のアドバイスが受けられず、貰えるものが貰えなかったり、払わなくていいものを払ってしまったたりするなど、守られるべき権利が守られていない事態が起きないよう、町内で無料法律相談を開催します。

相談には、旭川弁護士会所属の弁護士法人道北法律事務所名寄事務所の弁護士が対応いたします。

秘密は厳守されますので、この機会にぜひご相談、ご利用ください。

※相談は、お一人様、30分とさせていただきます。相談に際しては、予約のみとさせていただきますので、事前の申し込みをお願いします。予約状況によっては、ご希望時間に添えないこともありますので、ご了承ください。

※事前予約につきましては、前日の25日(月)午前中まで予約可能です。

日時

11月26日(火)
午後1時15分
～午後5時5分

場所

公民館3階A会議室

相談担当

笠原 裕治 弁護士

主催

旭川弁護士会

共催

下川町

申込先

町民生活課 生活環境係

☎4-2511
内線112
☆4-251103

お知らせ

生活・仕事相談会を開催します

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。

い。【要事前予約】

開催日時

11月12日(火)
12月10日(火)

①午前10時
～午前10時50分

②午前11時
～午前11時50分
の2回

開催場所

総合福祉センター
「ハピネス」

申込期限

開催日前日の午後3時までに電話、FAX、メールで予約してください。

相談料

無料

申込先・実施主体

自立相談支援事業所
「かみかわ生活あんしんセンター」

旭川市豊岡1条2丁目1-16

☎0166-38-8800
FAX 0166-33-0021

メール
anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

aido.jp

■その他
相談開始時間確認等のため、センターにより電話連絡することがあります。

お知らせ

「特設人権心配ごと相談所」を開設します。

12月10日(人権デー)は、国連で「世界人権宣言」が採択された日です。この日を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定め、「世界人権宣言」の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めています。本年は、第76回目の人権週間を迎えますが、次により「特設人権心配ごと相談所」を開設しますので、人権問題、家庭問題、「いじめ」問題をはじめ、近隣関係のいざこざ等の身近な問題など、お気軽にご相談ください。相談料は無料で、秘密は堅く守られます。

■日時
12月6日(金)
午前10時～午後3時

場所

総合福祉センター
「ハピネス」

町長から推薦を受け、法務大臣から委嘱された人権擁護委員は次の皆さんです。

○品地 和彦

☎4-2111

○山崎 春日

☎4-2447

○松野尾 道雄

☎4-4312

人権擁護委員は自宅での相談にも応じられます。難しい手続きはありません。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

保健福祉課 福祉係
☎4-2511

内線122

★4-251104
名寄人権擁護委員協議会
(旭川地方法務局名寄支局内)

☎01654-2-2349